

〔第 11 章〕 管理運営

目標（大学・大学院）

教学に関する適切な意思決定のシステムを維持するとともに、学長補佐体制の強化や権限の委譲などにより、より迅速かつ効率的なシステムの構築を目指す。大学院は新設の「大学院検討委員会」を軸に、今後の本学大学院の方向性やあるべき教育課程等を導き出す。

【大学】

（教授会）

A 群：教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

B 群：学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

：学部教授会と全学教授会（評議会、大学協議会などの全学的審議機関）との間の連携及び役割分担

学則に定める、「全学教授会」「学部教授会」に関する審議事項は以下の通りである。

第 33 条 本学に全学教授会を置き、大学全般にわたる次の事項を審議する。

- (1) 学則、規則等の制定、改廃に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 教務に関する事項
- (4) 学生の身分及び厚生補導に関する事項
- (5) 各種委員会の設置並びに廃止に関する事項
- (6) 学長の諮問事項
- (7) その他全学的な研究及び教育に関する事項

第 34 条 各学部には学部教授会を置き、当該学部に関する次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 教務に関する事項
- (3) 学生の身分及び厚生補導に関する事項
- (4) 学長又は学部長から諮問された事項
- (5) その他研究及び教育に関する事項

また「創価大学学部教授会通則」に定められる審議事項は以下の通りである。

第 2 条 教授会は、当該学部に関する次の事項を審議する。

- (1) 教科課程の編成、変更及び実施に関する事項
- (2) 学生の試験に関する事項
- (3) 学生の入学、編入学、再入学、転学部、転学科、転学、退学、休学、復学、進学及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生、補導及び賞罰に関する事項
- (5) 学部配当予算に関する事項
- (6) 名誉教授及び客員教授の推せんに関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 学長又は学部長から諮問された事項
- (9) その他当該学部の研究及び教育に関する事項

なお教授会の議決について学則第 39 条には、「教授会の議決は、出席構成員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。教授会の審議結果については、学長の同意を得るものとする」とある。

教授会で決定された事項については部局長会議等で各学部の教員、事務局に周知徹底さ

れる。教授会での決定事項は、教学面においては大学あるいは学部の最終的な意思決定とされる。ただし、新たな予算の執行を伴う事案については理事会での審議を必要とする。

なお部局長会議は、学長を議長とし、各部局間の連絡や意見調整をはかるために設置され、毎月定例開催されている。

教育課程については、カリキュラム編成等は各学部教授会において審議される。また教務委員会等から全学に関わる教育課程の改革について提案があった場合も学部長会議や部局長会議を通して各学部教授会で審議され、各教員の意見を聴取するようになっている。全学事項であっても学部により意見が分かれる場合は、この作業が幾度か繰り返され、合意をみたものが、全学で施行される。規程の改正を伴う場合は、各セメスター末に開催される全学教授会に諮られ、決定される。

教員人事については「学校法人創価大学人事手続規則」第11条に「法人本部及び各学校の教育職員は、各学校の学長が教授会に諮り選考し、学長の具申により理事会が任免する」と定められている。

具体的には、理事会との協議により年度採用枠が内示され、これに基づき各学部教授会が適任者の選考を行っている。各学部は、学長を通じて適任者を理事会に推薦し、理事会が任免する。この間学部教授会、学長、理事会と連携をとり人事を進めている。

学部長と教授会の連携・分担については、恒常的な委員会として全学に「学生」「教務」「入試」などが設けられており、各学部横断的に審議・検討された内容が教授会に報告される。その他の案件については、前述したように学部長会議などで調整される。また各学部には学部長補佐が置かれ、個別教員との連絡・調整にあたっている。

本学において、評議会、大学協議会などの全学的審議機関にあたるのは「全学教授会」である。既述のとおり、全学教授会は各セメスターに1回開催されており、規程の改正、人事等集約した審議を行っている。なおここに掛かる案件は、学部に関連するものであれば事前に各学部教授会に諮られているのが通常であり、その連携に問題はない。また全学教授会の代議員として各学部から2名ずつ選出されているので学部の大勢と意見が乖離することはない。今後全学に関わる課題をより機動的に解決していこうとするのであれば、全学教授会の開催回数を増やすなどの措置が必要であろう。

（学長、学部長の権限と選任手続き）

A群：学長・学部長の選任手続きの適切性、妥当性

B群：学長権限の内容とその行使の適切性

：学長と全学協議会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

：学部長権限の内容とその行使の適切性

C群：学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長・学部長の選任規定は「学校法人創価大学人事手続規則」に以下の通りある。

（学長）

第2条 大学の学長及び短大の学長は、理事会が選考し、理事会が任免する。

（学部長等）

第3条 大学の学部長は、理事会が選考し、教授会に諮り、理事会が任免する。

本学では、理事会で選考が行われるので選挙等による選出は行わない。開学（昭和 48 年）時からこの選出方法は変わっていない。当時大学紛争の最中の開学であり、無用な権力闘争や派閥的な組織弊害を避け、私学として建学の理念の実現を直截的にめざすには適切な方法であったと評価できる。これまで学長あるいは学部長に選出された者に対して、選挙によって選出されない故に権限に制限が加えられるような事態は生じていない。なお今後、選出理由を理事会が社会に説明する責任は生じていくかもしれない。

本学学則第 29 条第 2 項には、「学長は、大学全般の校務をつかさどり、所属職員を統督する」とある。また学長は寄附行為で定められた理事であり、現学長は副理事長に就任している。さらに全学教授会の議長であり、学部長会議や部局長会議の議長でもある。

実態的には教学に関する最高責任者であるが、理事会からの権限の委譲を明記した規定はない。ただし、諸種の規則規程に学長の任務・権限は数多く記載されている。こうした規定に基づき学長はその権限を適切に行使している。また教授会の項目で既述したように、学長には教授会の審議結果について同意を与える権限がある。逆説的には拒否権を持つとも言えるだろう。ただし、現在まで拒否権を行使した例はない。

学長は上述のように全学教授会の議長をはじめ、さまざまな委員会の長に就任するケースが本学では多い。そうした点では教学面の広範な状況を掌握しているが、個別の問題全部に直接関与することは物理的に適わない。本学では、副学長を 2 名、副学長補を 5 名置くことにより、分担と連携を強化している。例えば学生部長や国際部長は副学長補として学生の問題や国際交流の展開を、学長と連携を密にして取り組んでいる。

学部長は本学学則第 30 条第 2 項に「学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められている。学部長は学部教授会の議長を務めるほか、学部長会議や部局長会議などの構成員であり、全学的な事項の審議に携わる。こうした点から学部を代表して教学面について意思決定に加わっている。

（意思決定）

B 群：大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

学部教授会、学部長会議、部局長会議は夏季休業期間などを除き、およそ月 1 回のペースで開催される。教学面における諸課題については、ルーチンとなるものも含め、学部長会議、部局長会議に提出される。そのうち各学部教授会での審議が必要なものは、教授会に諮られる。教授会での審議結果は、再び学部長会議や部局長会議に報告され、さらに全学での検討を要すると判断された場合は、それまでの議論を踏まえ再度学部教授会に諮られる場合もある。

特に人事、規程については、あらためて Semester 末の全学教授会に諮られ、ここで決定される。また法人としての承認が必要とされるものは理事会にかけられることはいうまでもない。

（評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関）

B 群：全学教授会の権限の内容とその行使の適切性

前述のとおり本学では評議会にあたるのは「全学教授会」である。全学教授会の構成は、

学長、副学長、副学長補、各学部長、総合文化部長、各学部から選出される教授各2名、総合文化部から選出される教授1名となっている。なお、審議事項等についてはこれまで述べてきたとおりである。

（教学組織と学校法人理事会との関係）

A群：教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

常任理事会は毎週1回開催され、全体の理事会は1～2ヶ月に1回程度開催される。常任理事会の構成は、現在、理事長、学長（副理事長）、短大学長（常任理事）、副学長（副理事長）、副学長（教学担当理事）となっており、本部事務局長（理事）と大学事務局長（理事）がこれに加わる。オブザーバーとして企画室部長も出席する。主に予算の検討を伴う建設計画、事業計画、人事などが審議されており、教学事項も積極的に議題として取り上げられている。また主に教学事項については学長から提案されており、学長は教授会等での審議を踏まえ、議題の説明を行っている。理事会内での教学組織との連携協力関係は良好に推移している。

さらに別掲の「21世紀委員会」（8頁参照）では、理事、教員、職員の管理的立場にあるものが1～2週間に1回のペースで一同に会し、教学、管理の両面にわたり当面の課題や将来計画について協議している。参加者間の意思疎通が図られ、共通の問題意識が醸成されている。

これまで常任理事会の議題が過多となることもあり、今後権限の委譲については取り組むべき課題であると考え、一方大学首脳である常任理事にあらゆる情報が共有されるメリットも意義があることと評価されていることも付言したい。

【大学院】

（大学院の管理運営体制）

A群：大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B群：大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

：大学院の審議機関の長の選任手続の適切性

大学院学則には管理運営組織として以下の通り「大学院委員会」「研究科委員会」が規定されている。

第31条 大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、学長、各研究科長及び各研究科委員会から選任された担当教授各2名をもって構成する。
- 3 大学院委員会は、大学院全般にわたる次の事項を審議する。
 - (1) 大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項
 - (2) 教員の人事に関する事項
 - (3) 教務に関する事項
 - (4) 学生の身分及び厚生補導に関する事項
 - (5) 各種委員会の設置並びに廃止に関する事項
 - (6) 学長の諮問事項
 - (7) その他各研究科に共通する重要事項

第 32 条 大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び当該研究科の授業を担当する教授及び助教授をもって構成し、必要と認めたときは講師を出席させることができる。
- 3 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。
 - (1)学位の授与に関する事項
 - (2)教員人事に関する事項
 - (3)学位論文の審査及び最終試験に関する事項
 - (4)入学試験及び課程修了認定に関する事項
 - (5)大学院の授業及び指導並びに試験に関する事項
 - (6)大学院科目等履修生、研究生並びに外国人学生に関する事項
 - (7)学生の賞罰に関する事項
 - (8)学長の諮問事項
 - (9) その他当該研究科に関する事項

この他、研究科長会議を設けており、大学院委員会、研究科委員会で諮るべき議題の調整等を行っている。

2006 年の大学院振興施策要綱の発表を受け、まず研究科長会議で中教審答申や設置基準の改正などが報告されたうえで、これらに対応すべく委員会を設置する方向を確認した。これを受けて 2006 年 5 月の大学院委員会で「大学院検討委員会」の設置が審議され、各研究科委員会での委員選出を経て、同委員会を正式に設置した（委員長は学長。委員は副学長、研究科長、職員の合計 17 名）。同委員会では、大学院教育の目指すべき方向性や実質化について、各研究科委員会での検討を促すなど各組織が連携しつつ活発な議論や活動を展開している。

研究科委員会と学部教授会のメンバーは多く重複しているため、会議の時間を確保するために大学院担当教員に負担感があるのは否めない。法科大学院を除き、大学院専任教員が少ない現状ではやむを得ない状況であるが、学部の教育課程と大学院の教育課程の連携を考えるとメリットと捉えることができる。大学院教育の実質化の検討の中で、こうした問題も取り上げたいと考えている。

大学院委員会の議長は学長が務める（大学院学則第 33 条）。研究科長は「学校法人創価大学人事手続規則」第 3 条第 2 項により、学部長等の選任に準じて理事会が選考し、教授会に諮り、理事会が任免する。この場合の教授会は研究科委員会に読み替えている。適切性についても学部の選任手続きと同様適切と考える。

